

令和元年10月1日から

認可保育所・認定こども園等在園児用

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもの保育料が**無償化**されます

- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
- 幼稚園・認定こども園の**教育利用**については、**満3歳児**から対象

➡ 無償化にあたり、新たに手続きをしていただく必要はありません。

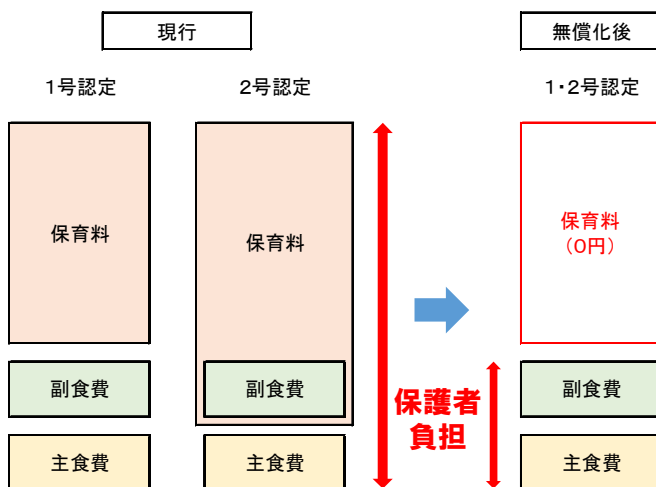
◆子どもが2人以上いる場合は、現行制度を継続し、保育所等に入所している最年長の子どもを第1子と数え、保育料を算定します。
※ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

- 1号認定で、**保育の必要性の認定**を受けた3歳児から5歳児までの子どもの**預かり保育利用料**が、**月額11,300円^(※)まで無償化**
※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は450円）

➡ 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 3歳児から5歳児の**副食費**（おかず・おやつ代）は**保護者負担**となります。

◆0歳児から2歳児は今まで通り、保育料に主食・副食費が含まれます。



副食費の免除について

無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられます。

【対象】

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども^(※)

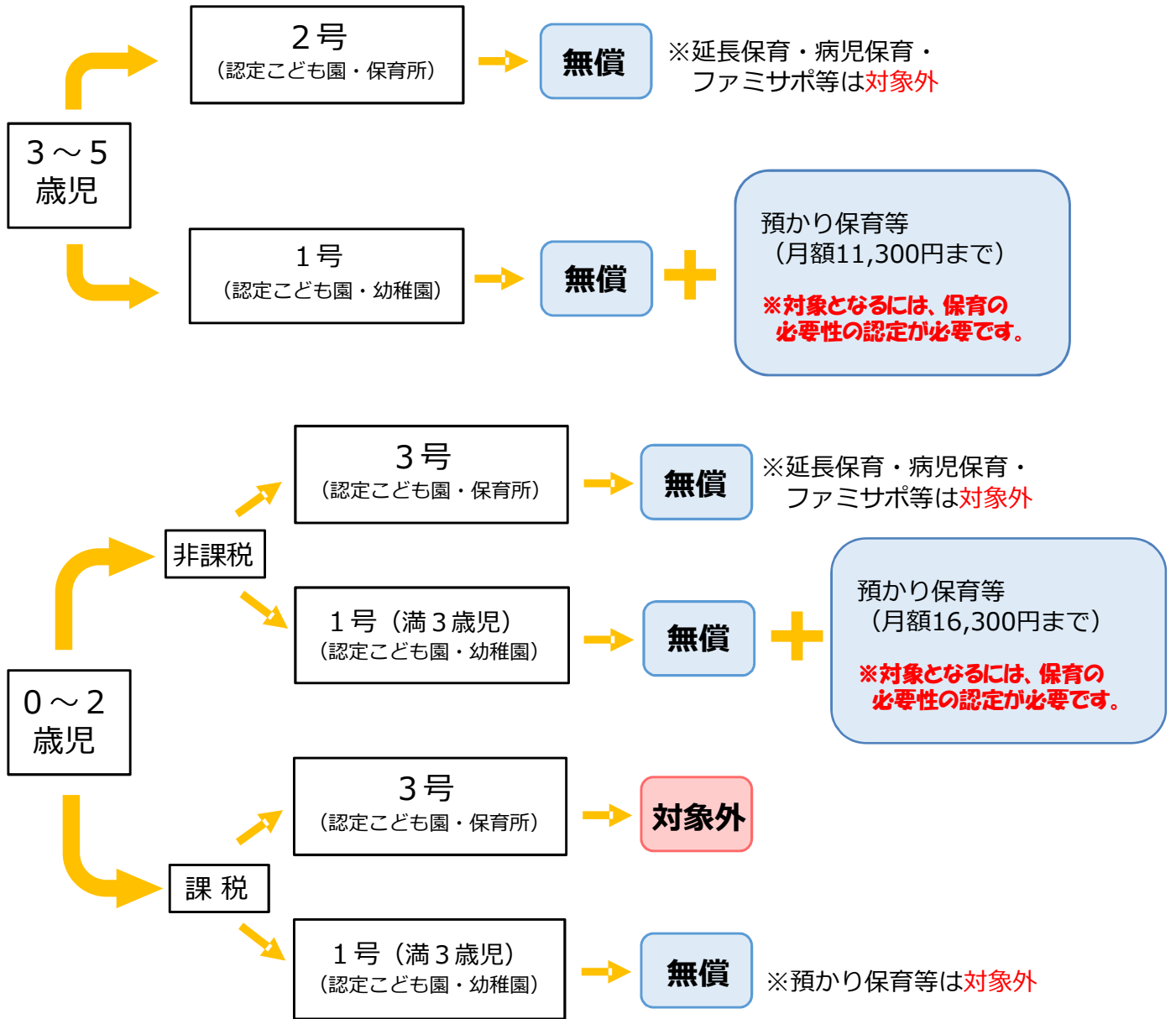
※教育利用：小学校3年生までの児童から数えて第3子以降
保育利用：就学前児童から数えて第3子以降

問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）

TEL：0795-43-0546

幼児教育・保育無償化 対象者チェックシート

～あなたのお子さんは無償化の対象になる？ならない？～



「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合
（※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育（2号）から教育（1号）へ変更申請した児童を除く）

「保育の必要性の認定」を受けるには、市への申請が必要です。
9月以降に各施設へ申請書等を配布予定です。詳しくは、こども教育課までお問い合わせください。

